

生命共済制度 つるスマイル共済

加入されている皆さまへ 配当金のお知らせ

保険金・給付金の支払件数
(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

支払項目	件数
死亡保険金	0
障害保険金	1
入院給付金	1
病气入院見舞金	6
事故通院見舞金	1
合計	9

舞鶴商工会議所が扱うつるスマイル共済（生命共済制度）は、毎年6月末に年間の収支決算を行い、剰余金が生じた場合に配当金をお支払いしています。

本年度の、支払い保険金、給付金は別表の通りで、お支払いする配当金は、昨年度に払い込みいただいた掛金総額の12.5%になります。

なお、配当金は、掛金の引き落とし口座へ、10月31日（水）に振り込みますのでご確認ください。

新生命共済制度「つるスマイル共済」

〔入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付
定期保険（団体型）+ 舞鶴商工会議所独自の給付制度（見舞金制度）〕

会員事業所だから加入できる安心共済！
会社を守る！社員を守る！家族を守る！ — つるスマイル共済

役員および従業員の 福利厚生制度に ご活用いただけます。

- 保険期間は1年で自動更新、役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- 病气・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。
- 医師による診査は不要です。
(告知のみでお申込みいただけます。)

- 1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
- 商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金等）が付加されています。
- 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
(法人税基本通達9-3-5)
- 個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
(昭和47年2月14日付直審3-8)

※記載の内容はつるスマイル共済の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧下さい。当所職員やアクサ生命保険㈱共済推進員が貴社にお伺いした折には、是非ご面談賜りご検討ご加入を賜りますようお願い致します。

※生命共済制度は、引受保険会社 アクサ生命保険㈱

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 Tel 62-4600